

令和6年能登半島地震による被災者への市営住宅の提供について（2報）

令和6年1月11日より本市の対口支援先である石川県珠洲市の被災者に対して、市営住宅を一時避難用住居として提供してまいりましたが、珠洲市以外の被災者の方からの問い合わせが増えていることから対象者を拡大いたします。

記

- 1 対象者 令和6年能登半島地震によって住宅が全壊または半壊の損害を受け、居住が困難となった方
- 2 使用料等 敷金、家賃、駐車場（1台分）は無償とする
（共益費、自治会費、光熱水費は入居者負担）
- 3 提供戸数 30戸（中央区：鷲の宮団地17戸ほか）
- 4 使用期間 原則3ヶ月以内。最長1年を超えない範囲で延長可能
- 5 必要なもの 市町村発行の罹災証明書（後日提出も可）
本人確認ができるもの
（マイナンバーカード、免許証、保険証など）
- 6 申込方法 先着順受付（先ずは電話でお問い合わせください。）
住宅課 電話 053-457-2455
平日の午前8時30分～午後5時15分

<本件に関するお問い合わせ>

浜松市住宅課

TEL：053-457-2455

